

(仮称) 新宿区民会議 第1回全体会 資料

平成17年6月18日

基本構想・基本計画・都市マスタープランとは

1 基本構想の位置づけ

基本構想は、区の将来像や基本的な理念を示すものです。
区のいろいろな計画や事業は、すべてこれをもとに行います。
その根拠は、地方自治法にあります。

◆ 地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

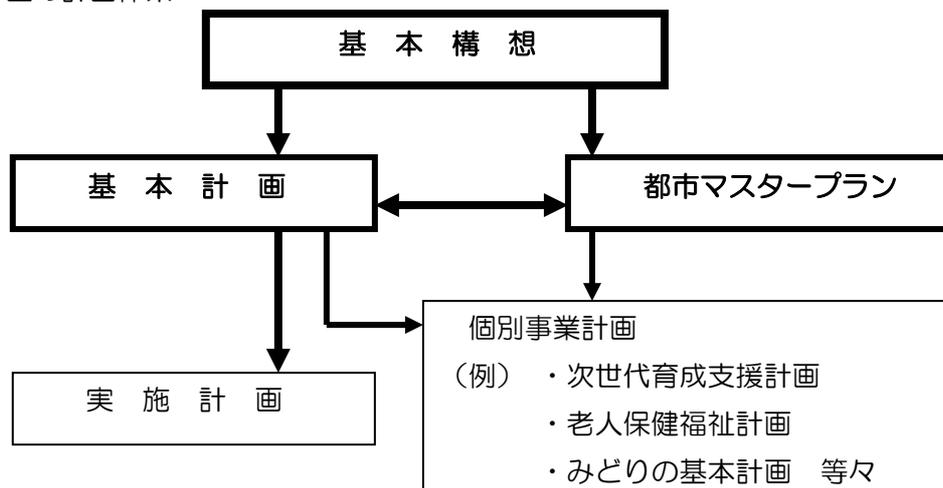
2 現計画の構成

現在、多くの自治体は、「基本構想」>「基本計画」>「実施計画」という三層構造（構成）を採用しており、新宿区もそのひとつです。このそれぞれは樹木に例えれば、「幹」、「枝」、「葉」の関係にあたります。

- ◆ 基本構想＝「幹」
- ◆ 基本計画＝「枝」
- ◆ 実施計画＝「葉」



(1) 区の計画体系



(2) 基本構想・基本計画・都市マスタープランとは

【 基本構想 】

区のまちづくりにあたり、区の将来像や基本的な理念を示すもの
⇒ 議会の議決を経て区が策定する。（地方自治法第2条第4項）

【 基本計画 】

基本構想を実現するために、区の基本目標や施策の方向性を体系的に示すもの
⇒ 区が策定する。

【 都市マスタープラン 】

主にハードのまちづくりの将来像とその実現に至る道筋を示すもの
⇒ 区が策定する。

3 新宿区基本構想のこれまで

(1) 昭和48年

新宿区最初の基本構想「区民生活と都市機能の調和をめざして」を策定

(2) 昭和62年

基本構想「新宿ともに生き、集うまち」を議決により策定

(3) 現在の基本構想（平成9年3月議決）

★ 基本理念

〈人間性の尊重〉 〈自立と交流連帯〉 〈地域性の重視〉

★ 将来像

『ともに生き、集うまち ともに考え、創るまち』

★ 目標年次

21世紀初頭

★ 基本目標（5つの柱）

- 1 健康でおもいやりのあるまち
- 2 ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
- 3 安全で快適な、みどりのあるまち
- 4 にぎわいと魅力あふれるまち
- 5 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち

4 基本計画

① 策定年

平成9年12月

（後期基本計画は平成15年1月策定）

② 計画期間

平成10年度～19年度

（後期基本計画は平成15年度～19年度）

③ 構成

・計画の基本的考え方、計画の背景、計画の方向

・計画の内容

第1章 健康でおもいやりのあるまち

第2章 ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち

第3章 安全で快適な、みどりのあるまち

- 第4章 にぎわいと魅力あふれるまち
第5章 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
第6章 構想の推進のために

5 都市マスタープラン

- ① 策定年 平成8年5月
② 目標年次 平成22年度～27年度
③ 構成
- ・都市マスタープランの位置づけ
 - ・新宿区の概況
 - ・新宿区の将来像
 - ・部門別まちづくり方針
 - ・地域別まちづくり方針
 - ・まちづくりの実現方策

新宿区基本構想の見直し等に向けて

基本構想は、区のあらゆる施策（仕事）の基になる、最も上位の理念です。

区の個別の計画や事業は、すべてこの基本構想に沿って策定され、実施しています。この基本構想を見直すとともに基本構想を実現するための新たな基本計画及び都市マスタープランの策定を今年度から行っていきます。

ここに記している「新宿区基本構想の見直し等に向けて」は、今回の見直し・策定作業にあたっての区の考え方です。今後、区民会議で検討し、必要に応じて修正を行っていきま

1 見直し、策定の必要性（背景）

- ・ 新宿区では、平成9年3月に現基本構想を策定し、21世紀初頭を展望した区の将来像を「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」と決めました。この基本構想を実現するため、同年12月、区の基本目標や施策の方向性を示した基本計画を策定し、10年間を計画期間として、これまでその着実な推進を図ってきました。
- ・ しかし、急速に進む少子高齢化は、社会や経済、さらには地域の基盤を根底から揺るがす事態をもたらしています。
- ・ また、治安や環境などへの不安が広がっており、地域コミュニティの大切さも改めて問われています。
- ・ さらに、地方分権改革が進む中、地方自治体の自立性が一層求められており、区は自治の能力と体力を一層高め、住民自治を進めていく必要があります。
- ・ このような環境変化や課題に的確に対応し、今後も区民が安心して心豊かに住み続けられる新宿区を実現していくには、新しい時代を見据え、基本構想を見直し、あわせて新たな基本計画及び新都市マスタープランを策定していく必要があります。

2 見直し・策定の方向

- (1) 「協働と参画」、「地方分権・住民自治」の一層の発展と拡充をめざします。
- (2) 本格的な少子高齢社会の到来や安全・安心に対する関心の高まりに的確にこたえるとともに、文化の薫るまちづくり、外国人との共生等の推進を図ります。
- (3) それらを総合的に推進していくための、区民等の参画システムの構築をめざします。

3 見直し・策定の視点

(1) 区民等との《協働と参画》による、策定プロセスを重視した計画づくりを行います。

まちづくりは行政だけで行うものではありません。これからのまちづくりは、区民や地

域団体、NPO、企業などと行政との「協働と参画」により進めていくことが必要です。このため、今回の計画の見直し、策定にあたっては、区民との協働と参画を一層推進していくため、区が計画の素案を作成する前の段階から、区民の目線から検討いただくこととしました。こうした策定プロセスを重視する計画づくりを進めることにより、区民の皆さんと行政が将来のまちづくりの方向性を共有できるようにします。

(2) 区民にとって分かりやすくまた区民と行政、それぞれが果たすべき役割がみえる計画とします。

今までの計画は、一定の区民参加を経て策定されてはいますが、区民にとって必ずしも身近で分かりやすい計画となっていない面もあります。

しかし、近年「新しい公共」という考え方が提起されています。「公共」は、行政によってのみ担われるものではなく、民間によっても担われるものです。特に、地域に根ざした身近な課題に柔軟に対応する点で、「民」の担う公共は重要な意味を持っています。これからの計画は、区民にとって分かりやすいものであると同時に、区民、企業、NPO、行政など関係する主体の果たすべき役割が見え、各主体が計画を共有できるものでなければなりません。公共を担おうとする様々な関係者が、身近に思える計画をめざします。

4 計画の構成と目標年次

(1) 基本構想等

計画は、これまでどおり基本構想＞基本計画＞実施計画の三層構造とします。

① 基本構想

- ・ 目標年度 平成37年度（2025年）
- ・ 基本理念、目指すまちの姿（将来都市像）を示します。
 - ※ 平成37年度（2025年）のわが国では、総人口の10人に約3人が65歳以上の高齢者となり、2021年には15～64歳の生産年齢人口の割合が60%を割り込むと推計されています。

② 基本計画

- ・ 計画期間 平成20年度～29年度の10年間
- ・ 10か年の基本目標とその達成に向けた道筋（シナリオ）を示します。
 - ※ 施策の目標や方向性は示しますが、事業の明示はしません。

③ 実施計画（第1次）

- ・ 計画期間 平成20年度～22年度の3年間（予定）
- ・ 基本計画を推進するための具体的な事業計画であり、財政的裏づけをもって示します。

(2) 都市マスタープラン

- ・計画期間 平成20年度～29年度の10年間
- ・新宿区全体を見据えた「部門別まちづくり方針」と区内10地区の「地域別まちづくり方針」とで主に構成する予定です。

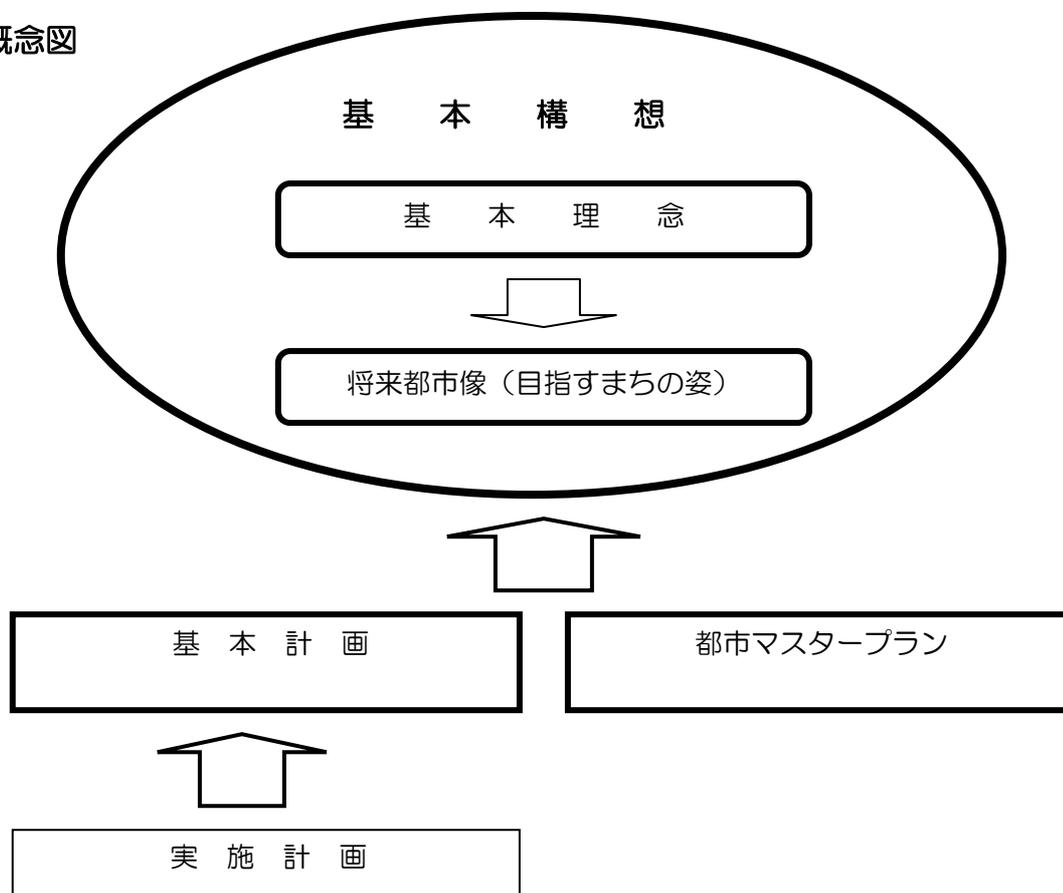
★ 経緯

現行の都市マスタープランは、平成8年に策定され、約10年を経過しつつあります。策定後の社会経済情勢の変化や都市基盤の整備、地方分権の推進や区民のまちづくりの気運の変化などによって、現在の区のまちづくりには新たな課題が生じています。このため、区民の一層の参画を得て、協働で新たなまちづくりを進めるべく、改訂を行うこととしました。

★ 検討の進め方

区のまちづくりをより総合的に推進し、他の施策との連携を緊密にするため、改訂にあたっては、基本構想の見直し及び新基本計画の策定にあわせて行います。都市マスタープランのうち、区民会議では主に新宿区全体を見据えた「部門別まちづくり方針」を検討いただき、区内の各地区を対象とした部分については、特別出張所を単位として設置予定の「地区協議会」を議論の場として検討いただく予定です。地区協議会における議論は、「地域別まちづくり方針」で受け止めます。

★ 概念図



5 計画策定の進め方

策定スケジュール（案）

別紙のとおり（29ページ）

6 早稲田大学との協働連携

新宿区と早稲田大学は、平成15年3月に「協働連携に関する基本協定」を締結しました。今回の計画策定にあたり、両者は、お互いのもつ専門性や人材・情報などをより有効に活用していくため、上記の基本協定に則り、【協働連携】により、区民会議への支援を行うこととしました。6つの各分科会に、早稲田大学をはじめとした学識経験者の方に学識委員（助言者）としてお入りいただくなど、提言に向けた区民の方の的確な検討・議論を側面から支援します。また、区民会議の運営等についても、区と早稲田大学とは協働連携して支援します。

区民会議の役割

(仮称) 新宿区民会議の役割(仕事)は次のように考えています。

1 新基本構想、新基本計画、新都市マスタープランについて、区長へ提言する。

- ① 構想や計画に盛り込むべき内容について約1年間検討を行い、その結果を提言書として平成18年6月までに区長へ提出いただきます。
- ② なお、提言をまとめる前に、中間段階の発表会を行っていただきます。

2 基本構想審議会及び都市計画審議会へ意見提出する。

- ① 区長は、提言書の受理後、同提言を最大限尊重するものとして、基本構想・基本計画については条例に基づく附属機関である「新宿区基本構想審議会」へ、また都市マスタープランは「新宿区都市計画審議会」に諮問します。
- ② 区民会議の方には、上記審議会が区民会議の提言について一定の考え方をまとめた段階で、それに対する意見を平成18年11月頃提出していただきます。

★ この2つの役割を終えた時点で、区民会議は解散する予定です。

区民会議の組織・構成等

1 組織

区民会議は、次の委員で組織します。

- ① 公募による区民委員
- ② 学識委員

(区と早稲田大学との協働連携に基づき、同大学から推薦を受けたもの)

2 構成

区民会議は、次の会で構成します。

- ① 全体会
- ② 分科会(6分科会)
- ③ 世話人会

3 分科会

- ・分科会には、委員の互選により、リーダー1人、サブリーダー2人をおきます。
- ・リーダーは、分科会を招集し、会務を総理します。

- ・リーダーは、区事務局に対し、資料の提供、職員の派遣、その他必要な協力を求めることができます。
- ・サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理します。
- ★ リーダー等が選出されるまでの間は、学識委員等にその役割を担っていただきます。

4 世話人会

- ・世話人は、分科会リーダーと学識委員により構成します。
- ・世話人には、互選により、会長1人、副会長2人をおきます。
- ・世話人は、分科会の進捗状況の確認及び分科会間の調整並びに区事務局との連絡・調整を行います。
- ・世話人の会長は、世話人を招集し、会務を総理します。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。
- ・全体会は、世話人が必要と認めるときに開催します。

分科会の主な検討分野及び学識委員

分科会名	主な検討分野	学識委員	
第1分科会	子育て、教育、青少年	汐見 稔幸 杉山 千佳	東京大学大学院教育学研究科教授 子育て環境研究所代表（早稲田大学客員研究員）
第2分科会	健康、高齢、障害、 介護	成富 正信 岩崎 雅美	早稲田大学社会科学部教授 上智社会福祉専門学校専任教員 （早稲田大学客員研究員）
第3分科会	まちづくり、防災、 景観	卯月 盛夫 窪田 亜矢	早稲田大学芸術学校教授 工学院大学建築都市デザイン科助 教授（早稲田大学客員研究員）
第4分科会	みどり・環境、 リサイクル	吉野 敏行 輿水 肇 吉田 賢一	人間環境大学人間環境学部教授 明治大学農学部教授 早稲田大学客員研究員
第5分科会	産業、文化・観光	廣江 彰 橋本 英重	立教大学ビジネスデザイン研究科 教授 早稲田大学客員研究員
第6分科会	コミュニティ、自治制 度、協働・参画、地域安 全、多文化共生	三田 啓一 伊藤 和良 土屋 耕平	早稲田大学公共経営研究科非常勤 講師 早稲田大学客員研究員 早稲田大学大学院政治学研究科 博士後期課程 （財）地方自治総合研究所研究員 補

★ 学識委員のまとめ役は、寄本 勝美 早稲田大学政治経済学術院教授です。

分科会の運営・あり方

【検討の中心】

区民会議では、参加者の関心に基づいてお入りいただいている分科会を中心に検討します。第1回目は、全体会で進めますが、全体会終了後、分科会にわかれます。

【司会進行】

分科会は、リーダーが司会進行役となり、参加者が主体的・自立的に運営していただくことを原則とします。

ただ、リーダーが選出されるまでの間は、学識委員等が進行等をサポートします。

【記録】

分科会の記録作成は、早稲田大学が行います。

【進め方】

分科会では、参加者自身が

- ① 検討テーマを設定し、
- ② 現状を学び、
- ③ 問題点や課題を抽出し、
- ④ あるべき目標の設定や実現方法を考えます。

【ワークショップの活用】

参加者相互のコミュニケーションや分科会としての創造性が発揮されるよう、ワークショップを採り入れるなど、分科会の運営方法を工夫する必要があります。

なお、区は分科会に対し、必要な情報やデータを積極的に提供します。

【学識委員の活用】

分科会には、検討分野に係る有識者に学識委員としてお入りいただいています。学識委員に期待している役割は、分科会の議論に対する的確な助言（アドバイス）です。

質の高い提言をまとめるためにも、学識委員を大いに活用ください。

【区民意識調査の活用】

区では昨年、基本構想を見据えた区民意識調査を行っており、その結果を公表してま

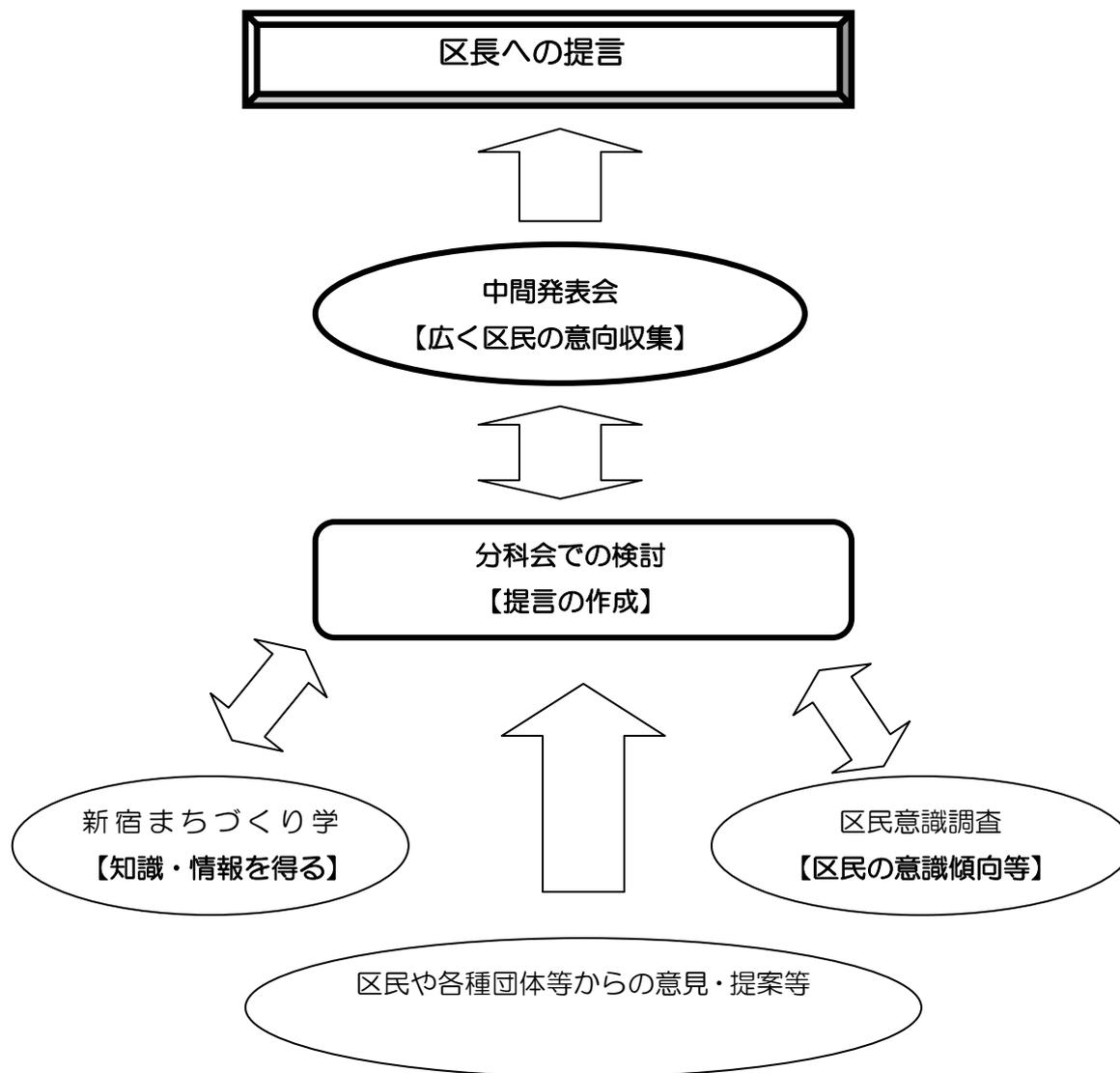
す。本年度も再度、基本構想に関する調査を行います。
こうした調査結果を活用することにより、他の区民の考え方等を把握するとともに、来年2月頃を予定している「中間発表会」における一般区民の意見等も活用していきます。

【「新宿まちづくり学」講座への参加】

早稲田大学では区民会議の立上げと並行して、「まち」に関わる様々な切り口をテーマに、「新宿まちづくり学」講座を7月から本年度6回開催する予定です。これは、一般区民の方も参加できるオープンな講座ですが、区民会議の参加者も、関心のある講座

に是非ご参加いただきたいと思います。

★ 実現性のある、質の高い区民提言をめざします。



検討内容の公開

- 区民会議の検討状況は、新宿区ホームページ（<http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/>）を通して、随時、多くの区民のみなさんにお知らせしていきます。ホームページには、議事要旨や、分科会の雰囲気や検討風景を伝えるため、写真等を掲載することがあります。
- また、ホームページなどを通して、区民のみなさんから、区民会議での検討状況に対するご意見等を伺います。

交流の場の設置

区民会議の参加者が、自由に、そして気楽に立ち寄り、参加者同士の交流が図れる場を、区役所地下1階（11会議室）に設置します。

区民会議でお配りした各分科会の資料をはじめ、区の行政資料や他の区市の関連資料なども、参加者の皆さんが自由にご覧いただけるようにします。詳しい利用方法等については、別途お知らせします。

区民提言のイメージ

限られた日程の中で、提言をまとめていくには、参加者全員が作成プロセスと区民提言（成果物）のイメージを共有することが大切です。

1 作成プロセスのイメージ（時期、期間は現時点での予定です。）

第1段階（7月）

- ① 分科会の検討テーマの大枠をきめます。

第2段階（8月～18年1月）

- ① テーマ別に、現状を認識し、問題点や課題を抽出します。
 - ② 次にあるべき目標や姿をイメージし、取り組むべき施策の方向性等を議論します。
 - ③ 1月は、2月に予定している「中間発表会」に向け、議論を整理します。
- ※ この間、テーマによっては、複数の分科会が合同で検討することも想定されます。

第3段階（18年2月）

成果がある程度まとまった中間段階で、発表会（フォーラム）を開催するなど、成果を広く公表していきます。

第4段階（18年3月～6月）

中間発表会で出された区民意見等を踏まえ、さらに検討を深め、区長への提言としてまとめていきます。

第5段階（18年6月）

区長へ提言書を提出します。

2 区民提言のイメージ

区民提言は、分科会ごとに作成し、全体会での議論を経て区長へ提出いただきます。提言は、基本構想に関わるもの、基本計画に関わるもの、都市マスタープランに関わるものを別々にではなく、ひとつにまとめて提出いただきます。提出いただいた提言は、概ねつぎの観点から、最終的に基本構想（案）、基本計画（案）、都市マスタープラン（案）に盛り込むものとします。

(1) 基本構想に盛り込むもの

- ① 区政運営の基本理念
- ② 区が目指すまちの姿（将来都市像）

(2) 基本計画・都市マスタープランに盛り込むもの

- ① 将来都市像を実現するための10か年の基本目標
- ② 基本目標を達成するための施策の方向性
- ③ 区の役割、区民等の役割を踏まえた、協働と参画によるまちづくりを進めていくためのしくみやあり方

★ 具体的にどういう形式でまとめていくのか、まとめかたは分科会ごとバラバラでよいのか、それとも共通の形式やフォーマットを作成してまとめるのか、等々については、今後、分科会での活動を進めていく中で、一緒に考えていきたいと思えます。

区民会議の基本ルール

区民会議が円滑で効率的に運営され、提言が実効性あるものになるよう、次の四つの原則と8つのルールを示しました。基本ルールを皆さん方で確認してください。なお、区民会議は、その時の出席者をもって成立するものとします。

【 四つの原則・8つのルール（案） 】

(1) 時間を守る。

- ① 会議の開始時間、終了時間を守ります。
 - ・事情により、会議に遅刻、欠席する場合は、その都度、必ず事務局に連絡しましょう。
 - ・会議時間については、参加者の合意を得て、延長することができます。
- ② 各メンバーが発言できるよう、発言時間が長くないよう配慮します。進行役は、発言者が偏らないよう、順序を含め、公平な運営に配慮しましょう。

(2) 自由な発言を尊重する。

- ③ メンバーはすべて平等の立場ですから、それぞれの発言を尊重し、はじめから発言に対して否定することのないよう配慮し、自由な発言を行うことを基本とします。
- ④ 特定の個人や団体等の誹謗中傷となる発言は行わないようにします。
- ★ 欠席者は、議題に関して意見や提案がある場合は、事前に事務局に対して別に定める様式により、意見等を提出することができます。提出された意見等は、参考意見として会議の席上で参加者に対して配布することとします。

(3) 区全体を見わたした視点から議論を行う。

- ⑤ 区の望ましい将来を考え、区全体を見わたした視点から議論を行います。
- ⑥ 提言の作成にあたっては、特定の地域や団体の個別利益優先に陥らないよう、配慮します。

(4) 合意の形成に向けてお互い努力する。

- ⑦ 問題の所在や対立点などを明確にした上で合意形成をめざし、いったん合意した内容は、それぞれが尊重して議論を進めます。
- ⑧ 提言づくりにあたっては、区民が担うべき役割、事業者が担うべき役割、行政が担うべき役割などが見える、実効性のある提言をめざします。

事務局

- 区民会議の事務局は、企画政策課職員と各部職員で構成する「サポートチーム」が担当します。

【連絡先】

住 所：〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電 話：03-5273-3502（直通）

FAX：03-5272-5500

【担当者】

	【企画政策課】	【各部】
第1分科会	並木、菊地、	小倉、鯨井、関原
第2分科会	青柳、	中川、水島
第3分科会	黒澤、	飯塚、阿川
第4分科会	熊澤、	関根、
第5分科会	松浦、池田、	今井、楡井、村田
第6分科会	荒井、	五十嵐、山崎、寺尾

新宿区の現況

1 新宿のまちの歴史の変遷

(1) 区名の由来

江戸に幕府が開かれた慶長8年（1603年）の翌年に、日本橋を起点として五街道が定められました。このうち、甲州街道は日本橋から甲府に至る幹線でしたが、日本橋から最初の宿場である高井戸までの距離が長く、旅人が難儀していました。そこで、名主・高松喜六らの願いにより、その中間にあたる地に宿場の設置が認められました。この宿場は、内藤氏が幕府に返上した屋敷地に置かれたことと、新しい宿の意味から「内藤新宿」と呼ばれ、新宿の地名の起こりとなりました。

(2) 市街地形成の変遷

- ・新宿区の市街化は、江戸城の外濠工事（1683年）により、江戸市中の寺社が四谷周辺に移転してきたことに始まったと言われています。
- ・また、上記のように、甲州街道の発達とともに、街道沿いの宿場町として、江戸四宿のひとつとして「内藤新宿」が発達しました。
- ・明治から昭和にかけて、鉄道網の発達とともに市街化が進みました。特に、関東大震災（1923年）を契機に、東京の人口中心が西側に移動するにつれて、都心と郊外の交通結節点として、新宿の地位が高まりました。牛込・四谷周辺や、甲州街道・青梅街道沿いには、高密度な市街地が形成されました。市街化の最も遅れた落合地域でも、大正末期から、高台で高級住宅地の造成が始まりました。
- ・その後、第二次世界大戦の戦火で区内の63%が焼失しましたが、戦後の復興によって再び高密度な市街地が形成されました。
- ・さらに、1968年の副都心建設事業を契機に、新宿西口において大規模な土地の高度利用が実施されることとなり、超高層ビルの開発が相次ぎました。
- ・西新宿の開発は当初、民間による業務ビルやホテル建設が主体でしたが、1991年には都庁舎も新宿に移転するなど、官公庁を含む新都心として機能の集積をみています。

2 人口

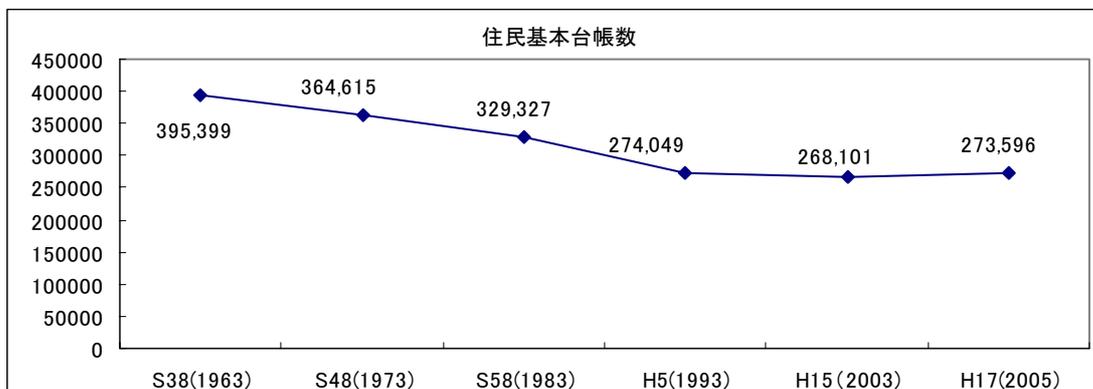
(1) 総人口

平成17年1月1日現在の新宿区の総人口は301,868人です。このうち、住民登録人口は273,596人で、外国人登録人口は28,272人です。

① 住民登録人口

区の住民登録人口は、昭和38年の395,399人をピークに長らく減少傾向にありましたが、平成9年以降は増加傾向に転じました。特に平成14年以降は年2,500人程度の人口増で増加数自体も大きくなる傾向にあります。10年前の総人口を10

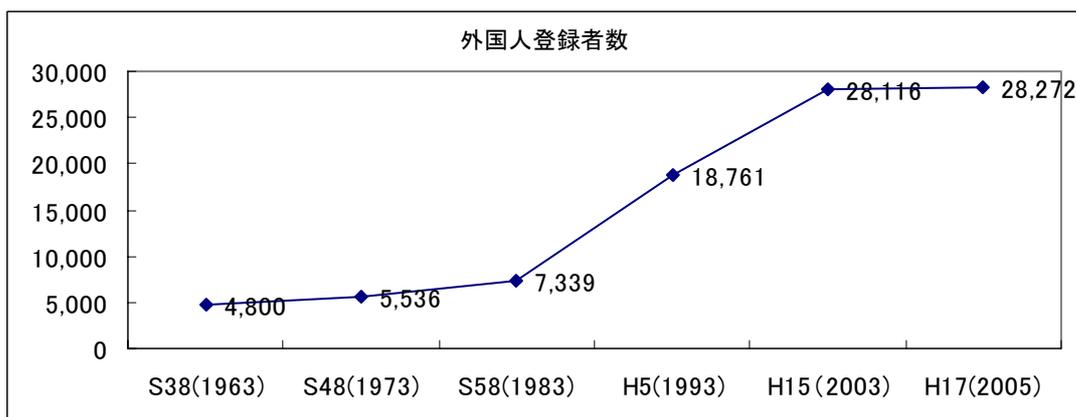
〇とすると、平成17年の総人口は102,600人で、10年前の水準をやや上回っています。これはここ数年間の都心における新規分譲マンション建設の増加といった住宅事情による転入人口の増や転出が安定的に推移していることを反映したものです。



② 外国人登録人口

外国人登録人口については、ここ20年間は増加傾向にあります。ここ数年は鈍化しており、昨年度は871人と、平成6年以来の減となっています。10年前の平成7年は総人口に占める割合は6.6%でしたが、平成17年は9.4%と1割近くになっています。特に、大久保地区ではこの15年間で2倍強に増え、地区人口の2割以上を占めており、町丁別では4割を越えるところもあります。外国人登録者の約7割は、中国又は韓国・朝鮮の人々です。

登録者数、総人口に占める割合とも、特別区では最も高い数値となっており、増加率についても、特別区全体や全国のデータと比較すると非常に高いものとなっています。

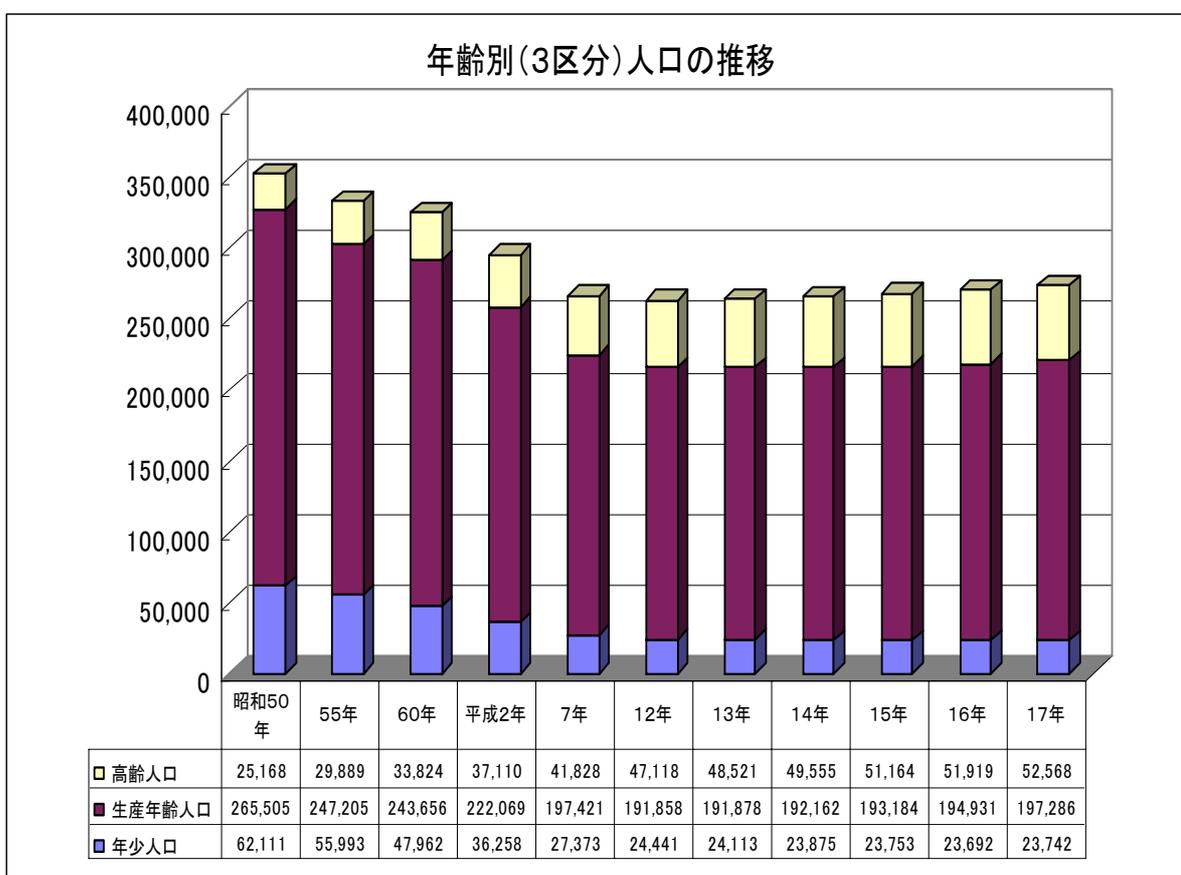


(2) 年齢別構成（住民登録人口）

人口の年齢構成は、まず年少人口（15歳未満）を見ると、平成17年1月1日現在は23,742人で、人口に占める割合は8.7%です。30年前の昭和50年と比較すると、人口で38,369人減少し、率は8.9ポイント減となっています。年少人

口の占める割合は特別区では3番目に低いものです。また、東京都全体の11.9%や国の13.9%から見てかなり低い水準にあるといえます。

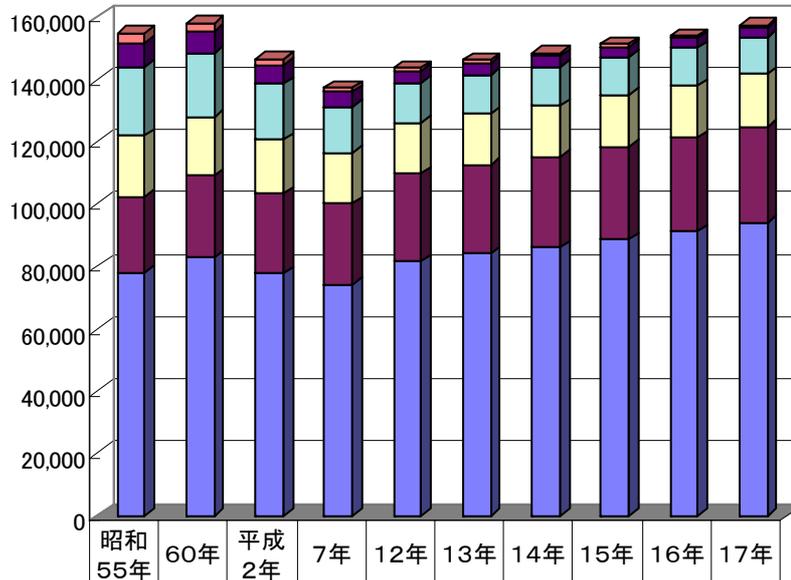
一方高齢人口（65歳以上）は52,568人で、人口に占める割合（高齢化率）は19.2%です。やはり30年前の昭和50年と比較すると、人口で27,400人増加し、率は12ポイント上昇しています。高齢率については、特別区では9番目に高いものです。これは東京都全体の17.9%より高く、国の19.8%とほぼ同水準にあります。なかでも後期高齢者といわれる75歳以上の人口は24,245人で高齢化率は約8.9%を占め、年少人口とほぼ同じ人口となっています。このように、他区や東京都、国全体の数値から見ても、新宿区の少子高齢化はかなり進んでいるといえます。



(3) 世帯（住民登録人口）

平成17年1月1日現在の世帯数は157,395世帯です。世帯数については平成7年以降一貫して増加傾向にあり、10年間で約20,000世帯増加しました。しかし、世帯の構成を見ると、単身世帯が94,236世帯で全体のほぼ60%を占めており、平成2年以降大きく増加しています。また、ひとり親世帯も増加傾向にあり、1世帯あたりの家族数は1.74人で平均減少傾向が続いており、特別区の平均を大きく下回っています。

世帯構成人員の推移



6人以上	3,294	2,592	1,931	1,338	951	893	823	769	748	730
5人	7,743	6,964	6,037	4,810	3,829	3,652	3,497	3,397	3,280	3,139
4人	22,031	20,445	18,052	14,881	12,904	12,658	12,418	12,132	12,005	11,887
3人	19,540	19,130	17,273	16,169	16,328	16,258	16,397	16,609	16,699	16,734
2人	24,196	25,985	25,667	25,995	28,023	28,604	28,934	29,644	30,092	30,669
1人	78,051	82,989	77,659	74,141	81,642	84,019	86,218	88,650	91,146	94,236

3 土地の利用状況

新宿区は、道路、公園等を除く全面積の約50.4%が住宅系の土地利用となっています。しかし、昭和61年から平成13年の15年間の土地利用構成比率の変化を見ると、住宅系は各地で減少しており、特に四谷地域では大きく減少（約11ポイント）しています。一方、業務商業系は各地域で増加しており、中でも新宿駅周辺地域や四谷地域で大きく増加（約10ポイント）しています。

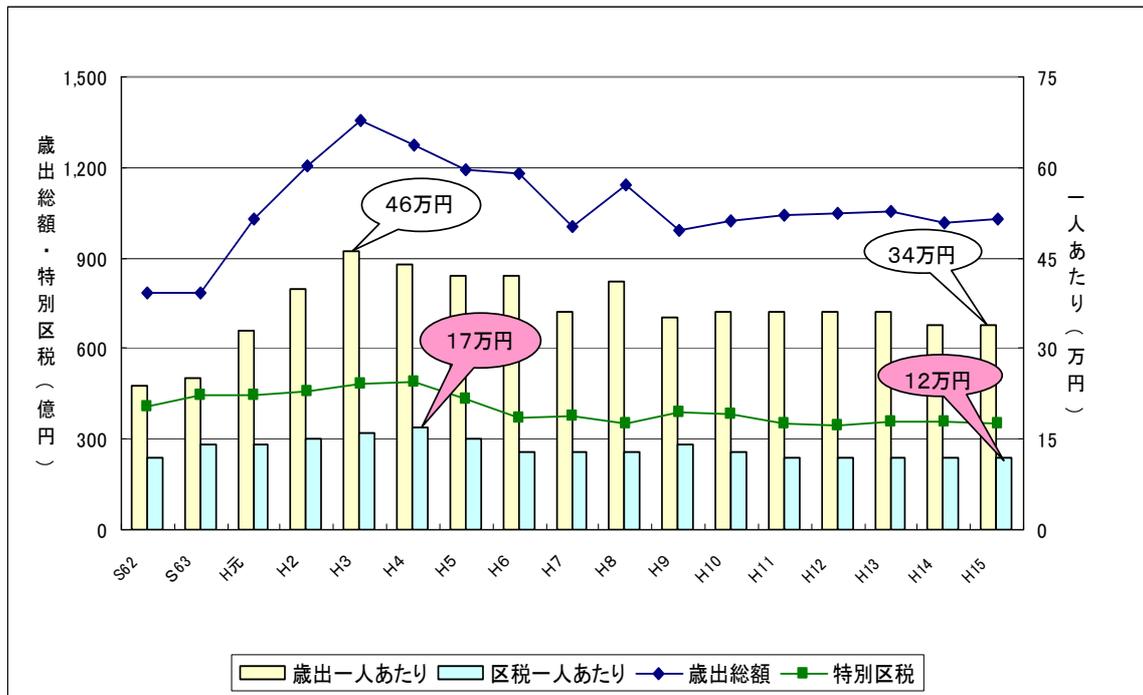
新宿区全域での変化を見ると、住宅系は8.0%減少したのに対し、業務商業系は、7.3%の増加を示しています。このことから、新宿区全域が業務地化の傾向にあるといえます。

4 財政(平成15年度の普通会計決算の状況)

(1) 財政規模(歳出総額)

新宿区の財政規模(普通会計決算・歳出総額)は、昭和62年度には784億円でしたが、平成元年度には1,000億円を超え、平成3年度には1,355億円とピークをみました。しかし、その後は景気の後退に伴って、財政規模の圧縮に努め、平成7年度以降は、1,000億円規模でほぼ横ばいの状況が続いており、平成15年度の歳出総額は1,028億円でした。

区分	年度	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
歳出総額		784	787	1,031	1,206	1,355	1,277	1,191	1,179	1,006	1,144	989	1,022	1,039	1,047	1,053	1,016	1,028
特別区税		408	448	443	456	486	491	436	371	377	351	390	381	350	344	356	355	352
人口		328	318	308	302	296	290	285	283	281	280	282	283	285	288	293	296	300
歳出一人あたり		24	25	33	40	46	44	42	42	36	41	35	36	36	36	36	34	34
区税一人あたり		12	14	14	15	16	17	15	13	13	13	14	13	12	12	12	12	12



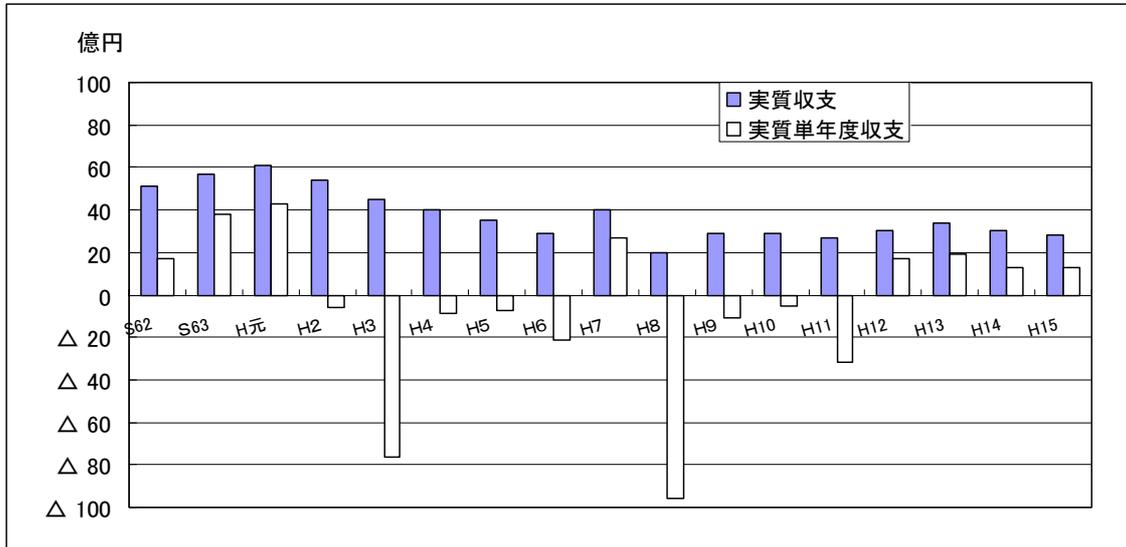
(2) 実質収支と実質単年度収支の状況

実質収支は、歳入決算額から歳出決算額と翌年度繰越財源を単純に差し引いたもので、ほとんどの自治体で黒字（プラス）となっています。

それに対して、基金（区の貯金）の中で財源の年度間調整を行うための財政調整基金の積立て・取り崩しを全く行わないとして、これらの要素を控除して算出したのが実質単年度収支です。

新宿区は、平成2年度以降平成11年度までは、平成7年度を除いて、実質単年度収支の赤字（マイナス）が続いていましたが、行財政改革の効果等により、平成12年度から平成15年度まで黒字が続いています。

年度	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
実質収支	51	57	61	54	45	40	35	29	40	20	29	29	27	30	34	30	28
実質単年度収支	17	38	43	△ 6	△ 76	△ 9	△ 7	△ 21	27	△ 96	△ 11	△ 5	△ 32	17	19	13	13



(3) 歳出決算の状況

平成15年度の歳出合計1,028億円の内訳は、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が全体の57.0%（586億円）を占め、投資的経費は4.3%（44億円）、「その他経費」は38.8%（399億円）です。

① 義務的経費

その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費で、職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び特別区債の元利償還等の公債費が含まれます。この義務的経費が歳出総額に占める割合が高いと、財政構造は弾力が乏しくなり、区が自主的な事業を行うことが難しくなります。平成3年度は30.6%でしたが、平成15年度で57.0%と高い割合となっています。

★ 増加する扶助費

義務的経費の中で近年大きく伸びているのが、扶助費です。扶助費の増は、景気の低迷などによる生活保護者の増加などによるもので、平成15年度の扶助費は前年度と比べ全体で25億円増え、224億円となりました。これは、歳出合計の約22%にあたります。昭和62年度の扶助費は121億円で、歳出合計の約15%でした。

② 投資的経費

道路、学校、各種公共施設の用地の取得や建設事業など、社会資本の整備に要する経費です。

投資的経費は、平成元年度以降、大規模施設の建設が続いたことなどにより急増し、平成3年度には600億円に達しましたが、その後は歳入の減少に併せて大きく圧縮されています。平成9年度以降は、昭和62年度水

準を下回る100億円以下で推移しており、平成15年度は44億円で、平成3年度の約7%となっています。

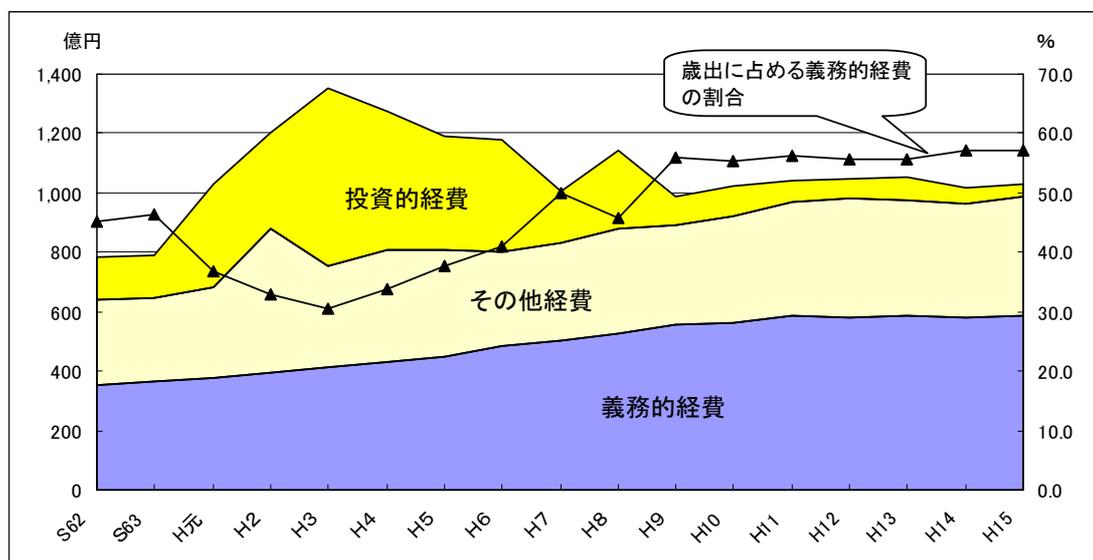
しかし、今後は震災対策や学校、その他の公共施設の改築等が見込まれており、そのためには多額の経費が必要となります。

③ その他経費

義務的経費と投資的経費以外のもので、委託料、維持補修費、積立金、繰出金などです。

大規模な施設の建設は、後年度負担として施設管理費を必要とします。今後、施設の老朽化等による維持補修費の増加は避けられない負担となってきます。また、国民健康保険や介護保険など特別会計への繰出金も増え続けています。この「その他経費」は平成15年度が399億円で、歳出全体の38.8%を占めています。

年度	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
義務的経費 A	355	364	378	396	415	432	451	483	504	526	554	564	585	581	586	581	586
投資的経費	146	141	347	323	599	467	387	378	176	266	95	99	69	67	77	49	44
その他経費	283	282	305	486	340	378	354	317	326	353	340	358	385	399	391	385	399
歳出合計 B	784	787	1,030	1,205	1,354	1,277	1,192	1,178	1,006	1,145	989	1,021	1,039	1,047	1,053	1,016	1,028
A / B	45.3	46.3	36.7	32.9	30.6	33.8	37.8	41.0	50.1	45.9	56.0	55.2	56.3	55.5	55.6	57.2	57.0



(4) 歳入決算の状況

平成15年度普通会計の歳入合計は1,058億円です。内訳は、特別区税、特別区交付金、地方消費税交付金など、用途が制約されずにどのような経費にも使用できる一般財源が全体の69.0% (730億円)、国庫支出金、都支出金、使用料及び手数料など、用途が特定されている特定財源が31.0% (328億円)です。

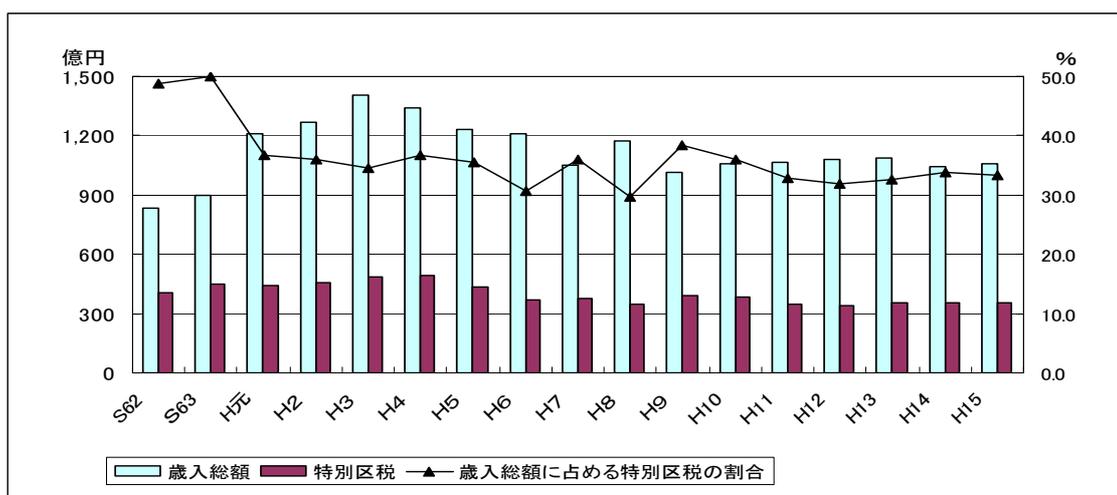
① 特別区税

区で行う住民に身近なサービスに必要な費用は、多くが「特別区民税」をはじめとする「特別区税」によりまかなわれています。しかし、長引く景気の低迷や減税の影響を受け、歳入の根幹をなす特別区税の落ち込みが続いています。平成15年度決算では352億円で、ピーク時の平成4年度の491億円と比べ139億円も減少しています。また、歳入総額に占める特別区税の割合は、昭和63年度には約半分（49.9%）を占めていましたが、平成15年度は33.3%と17ポイントも落ちています。特別区税は、平成11年度以降、ピーク時の約7割程度で推移しています。

② 特別区交付金

23区と東京都は、市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税の3税を財源として、事務の分担に応じた財政調整を行っています。この財政調整によって区に交付される「特別区交付金」は、特別区税とともに区の主要な財源です。特別区交付金は、平成2年度には268億円に達しましたが、翌年度以降減少に転じ、平成11年度には169億円となりました。その翌年の平成12年度には、清掃事業等が都から区に移管されたことにより、23区への財源配分が44%から52%になったため、前年度比66億円増となっています。しかし、この配分割合は特別区にとって満足のものではなく、特別区の財政自主権が強化されるよう、東京都と協議を進めています。平成15年度の特別区交付金は215億円で歳入全体の20.3%を占めています。

年度	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
歳入総額 A	836	897	1,207	1,267	1,404	1,337	1,233	1,209	1,048	1,177	1,018	1,056	1,066	1,078	1,088	1,046	1,058
特別区税 B	408	448	443	456	486	491	436	371	377	351	390	381	350	344	356	355	352
B/A	48.8	49.9	36.7	36.0	34.6	36.7	35.4	30.7	36.0	29.8	38.3	36.1	32.8	31.9	32.7	33.9	33.3



区民から見た新宿区

昨年実施した「区民意識調査」の結果から、次のようなことが見られます。

1 定住意向

「あなたは、これからも新宿区に住み続けたいですか。」

① ずっと住み続けたい	57.4%
② 住み続けたいが、転出しなければならない	8.3%
③ できたら区外に転出したい	8.3%
④ すぐにでも転出したい	1.0%
⑤ わからない	24.3%

①と②を合わせた《定住意向》は、65.7%です。

一方、③と④を合わせた《転出意向》は、9.3%です。

平成13年度、14年度、15年度に行った同調査では《定住意向》は、いずれも70%を上回っており、近年では昨年初めて70%を下回りました。

ライフステージ別に見ると、《定住意向》は“独身期”で5割強ですが、“家族形成期”で4割台半ばと減少します。それ以降は、ライフスタイルが進むにつれ増加し、“老齢期”では9割弱を占めています。一方、《転出意向》は“家族形成期”で2割弱と最も高く、それ以降は、ライフスタイルが進むにつれ減少しています。

居住地域別に見ると、《定住意向》は“四谷”で7割台半ばと最も高く、“若松町”が7割強でそれに続いています。《転出意向》は“角筈・区役所”で2割弱と最も高く、次いで“榎町”、“大久保”、“戸塚”、“落合第二”で1割を超えています。

転出したい（しなければならない）理由としては、「家賃・地代が高いから」（25.7%）、「緑・騒音・大気など周辺環境が悪くなってきたから」（24.8%）、「現在の住宅が狭いから」（22.4%）、「転勤・就職・通学のため」（20.1%）の4つが2割を超えて高くなっています。

2 まちへの愛着・誇り

「あなたの住んでいる地域に対して、愛着を持っていますか」

① とても愛着を持っている	30.1%
② やや愛着を持っている	41.4%
③ どちらともいえない	16.1%
④ あまり愛着を持っていない	6.3%
⑤ 愛着を持っていない	2.6%
(無回答)	3.5%

住んでいる地域への愛着は、②の「やや持っている」が4割強で最も高く、これに①を合わせた《愛着派》は7割強を占めています。一方、④と⑤を合わせた《非愛着派》は1割未満です。

居住地別に見ると、《愛着派》は“四谷”と“箆笥町”で8割を超えているが、“大久保”で5割台半ば、“角筈・区役所”で6割台半ばとなっています。一方、《非愛着派》は“若松町”、“大久保”、“角筈・区役所”で1割を超えています。“大久保”と“角筈・区役所”では「どちらともいえない」も2割を超えて比較的高いです。

3 近所づきあい

ー1 「日常生活において、ご近所とのつきあいは必要なことだと感じますか。」

① 非常に感じる	29.6%
② どちらかといえば感じる	42.2%
③ あまり感じない	13.3%
④ 感じない	5.2%
⑤ どちらともいえない	8.1%
(無回答)	1.6%

近所づきあいの必要性については、①と②を合わせた《必要》(71.8%)が7割強を占めています。一方、③と④を合わせた《必要でない》(18.5%)は2割弱となっています。

ライフステージ別に見ると、《必要》はライフステージが進むにつれおおむね増加

しており、“老齡期”で約8割を占めます。より必要度の高い①の「非常に感じる」は“独身期”では2割弱ですが、“老齡期”では4割となっています。一方、《必要でない》は早期のライフステージほど高く、“独身期”で約3割となっています。

居住地域別に見ると、《必要》は“柏木”と“落合第一”で8割を超えて高くなっていますが、“角筈・区役所”では6割弱と比較的低いです。《必要でない》は、“四谷”、“戸塚”、“落合第二”、“角筈”で2割を超えています。

－2 「近所づきあいをするきっかけになったことは主にどんなことですか」

① 子育て	16.6%
② 介護	0.9%
③ ごみ捨て	10.9%
④ 防災	1.6%
⑤ 地域の行事	23.8%
⑥ 慶弔	5.8%
⑦ その他	31.9%
（無回答）	8.5%

近所づきあいのきっかけは、「地域の行事」が2割強で最も高く、次いで「子育て」が1割台半ば、「ごみ捨て」が約1割となっています。

ライフステージ別に見ると、「子育て」は“家族形成期”と“家族成長前期”で5割強と高いですが、その後ライフステージが進むにつれ減少し、“老齡期”では1割を下回ります。「地域の行事」は逆にライフステージが進むにつれおおむね増加し、“老齡期”で3割強となっています。なお、“独身期”では「その他」が6割台半ばで最も高くなっています。